

令和2年度  
介護支援専門員 新任研修

# 生活保護制度と介護保険制度

八王子市福祉部  
生活福祉総務課 医療・介護担当

## 生活保護制度とは

### 【生活保護法第1条】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、  
国が生活に困窮するすべての国民に対し、

- その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
- その最低限度の生活を保障するとともに、
- その自立を助長することを目的とする。

# 生活保護を受ける要件

## 【生活保護法第4条、第10条】

- 生活保護は世帯を単位として行う。（世帯単位の原則）
- 世帯全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、扶養義務者の扶養などは、すべて生活保護法による保護に優先して行なわれる。（補足性の原理）

# 生活保護を受ける要件

## 能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働くこと。

## 資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等をし、生活費に充てること。

## 他の法律や制度（他法他施策）の活用

年金や手当など、他の法律や制度による給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用すること。

## 扶養義務者の扶養

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けること。

# 生活保護の基準

健康で文化的な最低限度の生活を営むための金額っていくら？



厚生労働大臣が、毎年、その世帯が最低生活を営むために必要な金額を「**最低生活の基準**」として決定します。



令和元年度 東京都区部（八王子市を含む）での例

3人世帯（33歳、29歳、4歳）

生活扶助 158,210円＋住宅扶助＋医療扶助……

高齢者単身世帯（68歳）

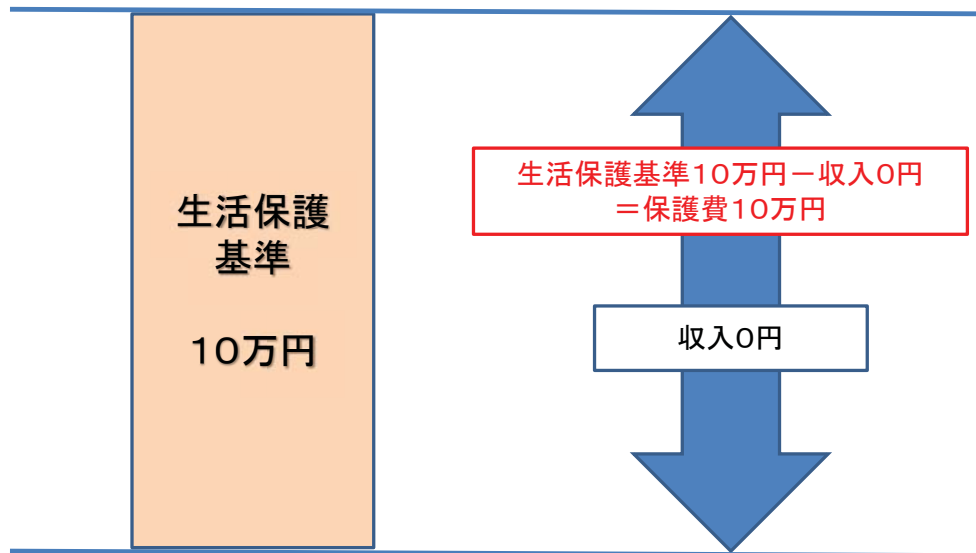
生活扶助 78,230円＋住宅扶助＋医療扶助＋介護扶助……

## 生活保護費に含まれるもの

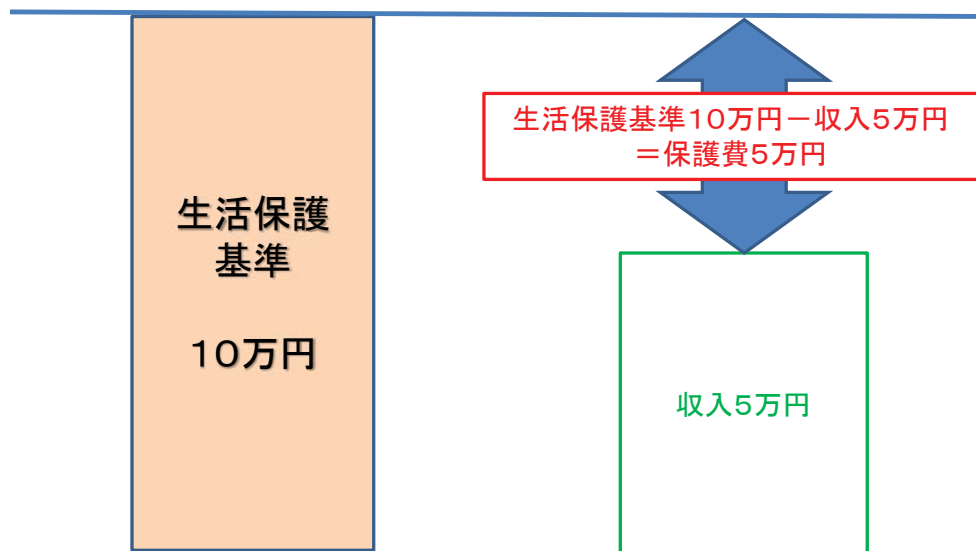
| 生活を営む上で生じる費用                | 扶助の種類       | 支給内容                                                   |
|-----------------------------|-------------|--------------------------------------------------------|
| 日常生活に必要な費用<br>（食費・被服費・光熱費等） | 生活扶助        | (1)食費等の個人的費用<br>(2)光熱水費等の世帯共通費用<br>(3)特定の世帯への加算（母子加算等） |
| アパート等の家賃                    | 住宅扶助        | 定められた範囲内で金銭給付                                          |
| 義務教育を受けるために必要な<br>学用品費      | 教育扶助        | 定められた範囲内で金銭給付                                          |
| 医療サービスの費用                   | 医療扶助        | 定められた範囲内で <b>現物給付</b>                                  |
| <b>介護サービスの費用</b>            | <b>介護扶助</b> | 定められた範囲内で <b>現物給付</b>                                  |
| 出産費用                        | 出産扶助        | 定められた範囲内で金銭給付                                          |
| 就労に必要な技能の修得等にか<br>かる費用      | 生業扶助        | 定められた範囲内で金銭給付                                          |
| 葬祭費用                        | 葬祭扶助        | 定められた範囲内で金銭給付                                          |

金銭給付

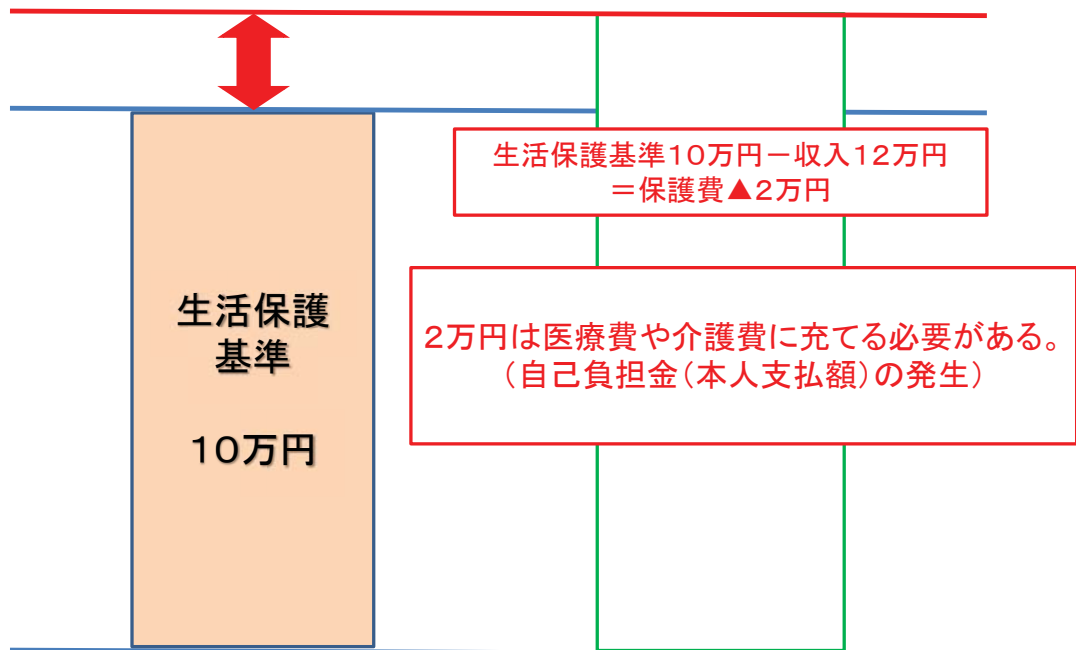
## 生活保護費の計算方法



## 生活保護費の計算方法



# 生活保護費の計算方法



## 介護保険と介護扶助

### 第1号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する65歳以上の方  
費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

### 第2号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で  
特定疾病に該当する方  
費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

### 介護保険の被保険者以外の者 (通称: みなし2号) 被保険者番号がHから始まる

対 象 : 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で、特定疾病に該当する生活保護受給者  
住民票のない65歳以上の生活保護受給者  
費用負担: 介護扶助10割

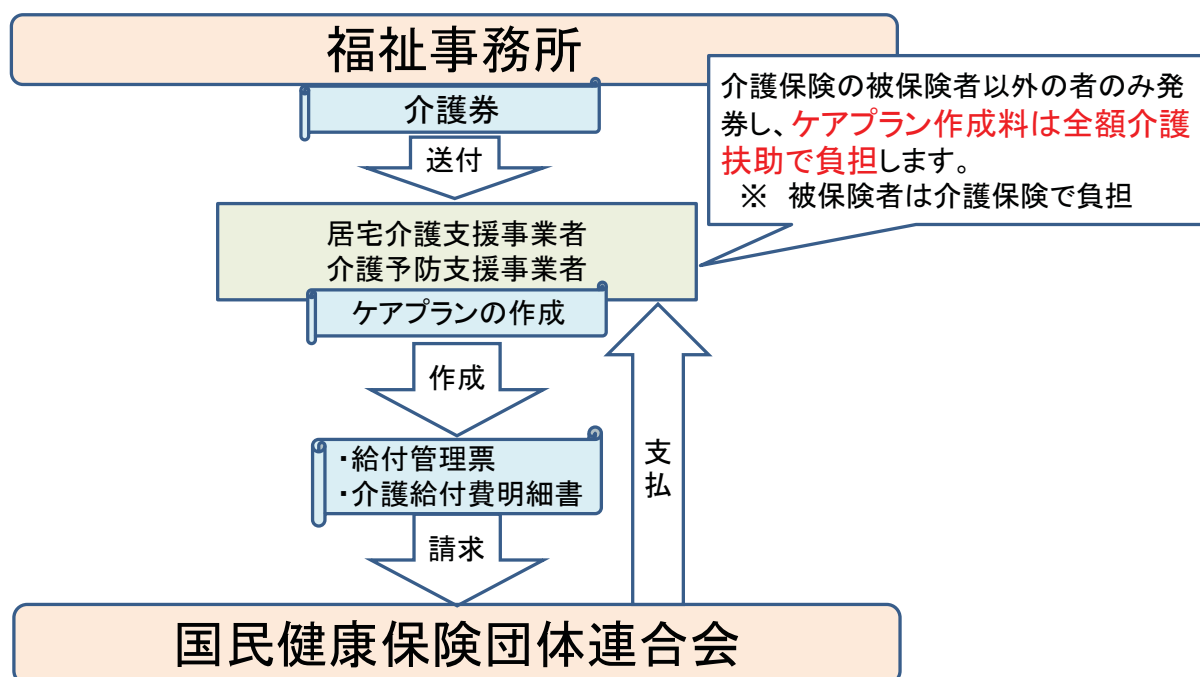
# 介護扶助の利用方法について

生活保護受給者の介護サービス利用開始にあたり、  
ケアマネジャーは

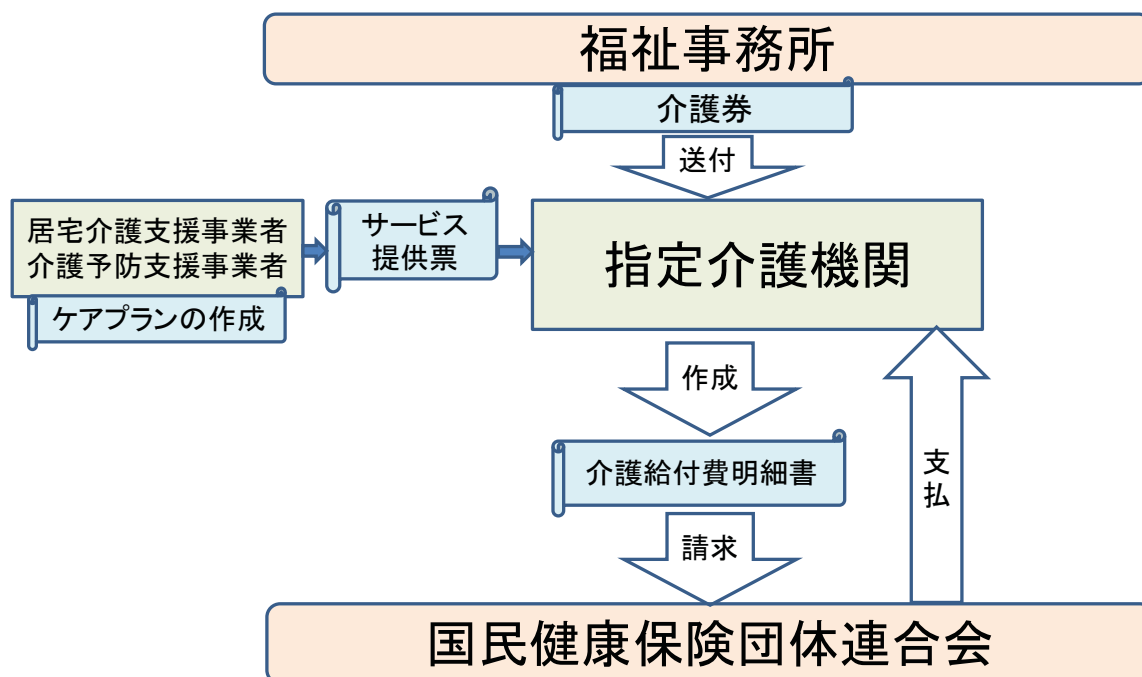
- ① **居宅サービス計画書(予防の場合は介護予防プラン)の写し**  
(認定の更新やサービス変更の都度)
- ② **サービス利用票・別表の写し(毎月)**
- ③ **居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(みなし2号のみ)**

を福祉事務所(担当ケースワーカー)に提出してください。

## 介護扶助の請求と支払いについて



# 介護扶助の請求と支払いについて



## 介護券について

### 【八王子市福祉事務所からの介護券の発送】

原則、当月分をその月の**20日ごろ**に発送します。

### ※居宅療養管理指導について

ケアプランに基づき介護券を発行するため、居宅療養管理指導についても必ず居宅サービス計画書等に記載をお願いします。

### ※自己負担金について

自己負担金が発生している場合には、介護券の「本人支払額」欄に金額が記載されますので、その金額どおり本人から徴収してください。



## 留意事項

### ケアプラン

介護扶助においては、自己作成によるセルフプランの作成は認められません。  
みなし2号については、ケアプランの作成に関し、居宅介護支援事業所が生活保護法の指定介護機関である必要があります。

### 区分支給限度基準額を超える介護サービス

区分支給限度基準額を超える介護サービスは、介護扶助の対象とならず、全額自己負担となることから、利用できません。

### みなし2号の自立支援給付活用について

みなし2号の場合、補足性の原理により、障害者総合支援法による自立支援給付が介護扶助に優先します。  
身体障害者手帳等を所持している場合は、障害サービスを利用できるか確認をお願いします。

### 生活保護受給者の施術について

生活保護受給者があん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の給付を希望する場合には、給付基準を満たしているか確認したうえで福祉事務所が指定施術機関を選定しますので、必ず事前に福祉事務所（担当ケースワーカー）へ相談してください。

## 指定介護機関のしおり

八王子市のホームページにて公開していますのでご参照ください。

八王子市トップページ＞くらしの情報＞高齢・介護・障害・生活福祉＞生活にお困りの方のために＞生活保護＞指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）＞指定介護機関のしおり

【URL】 <https://www.city.Hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003918.html>

## 八王子市ケアマネジャーガイドライン

八王子市福祉部 介護保険課発行

第6章 生活保護（介護扶助）をご参照ください。

## 介護扶助に関する連絡先

八王子市役所 福祉部

生活福祉総務課 医療・介護担当

電話 介護券の発行に関する事 042-620-7370  
介護扶助に関する事 042-620-7476

FAX 042-627-5956

## 生活保護 地区担当員(担当ケースワーカー)連絡先

### 八王子市福祉事務所

#### 【生活福祉地区第一課】

|      |              |
|------|--------------|
| 地区1班 | 042-620-7373 |
| 地区2班 | 042-620-7280 |
| 地区3班 | 042-620-7371 |
| 地区4班 | 042-620-7463 |
| 地区5班 | 042-620-7464 |

#### 【生活福祉地区第二課】

|       |              |
|-------|--------------|
| 地区6班  | 042-620-7465 |
| 地区7班  | 042-620-7242 |
| 地区8班  | 042-620-7374 |
| 地区9班  | 042-620-7439 |
| 地区10班 | 042-620-7466 |